

財務 VOL.26

“節税”に効果的な「震災関連寄附金」

最近弊社の顧問先様におきましても、東北関東大震災で被害を受けた方のために寄付をされている事例を多く目にします。ご存知の通り、寄付を行ないますと、そのやり方によっては税金の軽減が図れる訳ですが、**寄附をした団体、その資金の使われ方によって軽減税額が大きく変わる**ことは御存知でしょうか？

以下、その仕組みについて、詳しくご説明させていただきます。

① 所得税の寄附金控除

対象となる寄附金は、国・地方公共団体・日本赤十字社等に対する寄附金に限られていますが、東日本大震災に関する寄附金については、**最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの**であれば、寄附金控除の対象となります。

具体的には、**日本赤十字社・中央共同募金会・報道各社**等が受け付ける寄附金(いわゆる**義援金**)がこれに該当します。一方、国又は地方公共団体に拠出されず、AMDA等の**NP Oの支援活動に充てられる寄附金**(いわゆる**支援金**)は、中央共同募金会又は認定NPO法人に対するものを除き、**寄附金控除の対象となりません**。

※ **義援金か？支援金か？**が大きなポイントとなります。
〔計算式〕(寄附金-2,000円)×所得税率(※上限:所得の80%)

② 所得税の寄附金税額控除

ただし、**支援金**においても、**中央共同募金会又は認定NP O法人**に対するものについては、寄附金控除に代えて、**寄附金税額控除**の適用を受けることも可能です。

〔計算式〕(寄附金-2,000円)×40%(※上限:所得税額の25%)

③ 住民税の寄附金税額控除(基本控除額)

住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金についても基本的には上記①と同様で、**義援金**のうち**最終的に地方公共団体に拠出されるもの**については、寄附金税額控除の対象となります(※**認定NPO法人**に対する一定の**支援金**も対象となります)。

〔計算式〕(寄附金-5,000円)×10%(※上限:所得の30%)

④ 住民税の寄附金税額控除(特例控除額)

更に③とは別に、**日本赤十字社や中央共同募金会等に「東北関東大震災義援金」として寄附する場合は、「ふるさと寄附金」の税額控除制度と同様の控除が追加で受けられます**。

〔計算式〕(寄附金-5,000円)×[90-寄附者の所得税の最高税率(0~40%)]%(※上限:住民税の10%)

以上の各種控除の適用関係及び、**義援金、支援金**それぞれについて、仮に30万円を寄附した場合の**所得別(3段階)に軽減される税額**をまとめたものが下記の表となります。

団体(寄附金の種類)	①の適用	②の適用	③の適用	④の適用
日赤・中央募金会等 (義援金)	○	×	○	○
中央募金会・認定NPO法人等 (支援金)	○ (選択)	○ (選択)	△ (※1)	×
一般のNPO法人等 (支援金)	×	×	×	×

※1 一定の場合には適用があります

●義援金による軽減税額

課税所得	①の金額	②の金額	③の金額	④の金額	軽減税額
800万円	6万8千円	0円	3万円	8万円	17万8千円
1,200万円	9万8千円			12万円	24万8千円
2,000万円	11万9千円			14万7千円	29万6千円

●支援金による軽減税額

課税所得	①の金額	②の金額	③の金額	④の金額	軽減税額
800万円	※2	11万9千円	0円	0円	11万9千円
1,200万円					
2,000万円					

※2 ②の金額の方が大きいため、②を選択することとなります

いかがでしょうか？ **寄附先や最終的な資金の使われ方**によって軽減税額が大きく変わる点をご確認頂けたでしょうか。

課税所得が2,000万円を超える方については寄附額とほぼ同額の税額が軽減されております。

寄附をされるにあたっては、様々な意図をお持ちかと思いますが、こと節税という観点においては、**日本赤十字社・中央共同募金会等に義援金という形式で寄附するのが最も効果的**であると言えるでしょう。

⑤ 必要書類

なお、最後になりましたが、①~④の軽減を受ける場合には、寄附をしたことを証明する書類(**領収証・振込明細書**)が必要となりますので、確定申告までしっかりと保管頂きますようお願い致します。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、ぜひお問合せ下さい。

また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。

★ 詳しくは、**医院経営 解決Navi** **検索** をご覧下さい！！